

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

湯沢市長

市町村名 (市町村コード)	湯沢市 ( 052078 )
地域名 (地域内農業集落名)	皆瀬地区 ( 菅生、長石田、藤倉、白沢、仏師ヶ沢、瀬野ヶ沢、板戸、若畑、貝沼、皿小屋、小安、湯元、市野、羽場、中ノ台、下生内、上生内、雨外、沖ノ沢、落合 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・ 農業者の高齢化が進み、地域の担い手が減少している。
- ・ 全域が山間農業地域で水稻の作付けが多く、中山間直接支払交付金を活用している。
- ・ 基盤整備事業が行われていない条件不利地が多く、集落協定で農用地の保全・維持管理をしているが、法面や水路、農道等の管理が過重な負担となっている。
- ・ 集落協定の組合員の高齢化により、これからは集落協定に参加できない人がでてくる懸念がある。

主な作物: 水稻、大豆、そば、牧草

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 条件の良い農地を担い手に集積、集約し、条件不利地は集落協定の活動により保全・維持管理し、耕作放棄地の増加幅が減少するよう努めていく。
- ・ 効率的に作業ができるように作物ごとに団地化する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	588.17 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	588.17 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地区内の農振農用地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
条件の良い農地を担い手に集積、集約し、効率的に作業ができるように作物ごとに団地化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
条件の良い農地を担い手に集積、集約を進めるため、農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・条件の良い農地を担い手に集約し、担い手のニーズや地区の状況を踏まえ基盤整備事業を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落協定により地域コミュニティを維持し、担い手を確保していく。 ・担い手で農地の維持ができない場合は、地区外の経営体と連携していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・育苗、田植え、刈取り、乾燥調製、防除については、地域の法人等に委託する。 ・今後、設備の更新ができない場合は、地域内の組合の乾燥調製施設を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="radio"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="radio"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="radio"/> ③スマート農業	<input type="radio"/> ④畑地化・輸出等	<input type="radio"/> ⑤果樹等
<input type="radio"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="radio"/> ⑦保全・管理等	<input type="radio"/> ⑧農業用施設	<input type="radio"/> ⑨耕畜連携等	<input type="radio"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやツキノワグマ等の被害が拡大しないように、電気柵等の設置を推進するほか、エサとなる農作物残渣を屋外に置かない、自宅周りや山際の草刈りを行うなど、個人や集落単位で取り組める対策を行う。
- ②減農薬・減肥料の特別栽培米等の取り組みを推進していく。
- ⑦集落協定にて農地の維持管理に取り組む。
- ⑨耕畜連携により地域内の資源を循環させ、持続可能な地域農業を目指す。